

## 第14回檜山北部3町合併協議会議案

豊かで美しい自然、

人と人のふれあいを大切にするまちをめざして

—共に生き共につくる にぎわいのある あたたかなふるさと—

日 時 平成17年7月11日（月）午後1時30分

場 所 北檜山町健康センター

檜山北部3町合併協議会

## 報告第1号

### 新町における介護認定審査会の協議結果について

平成17年7月6日開催の檜山北部広域連合4町長会議において、新町における介護認定審査会の方策の一つとして「せたな町・今金町介護認定審査会の共同設置」について協議したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成17年 7月 11日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内田 東 一

別紙

### せたな町・今金町介護認定審査会の共同設置についての協議報告

- ① 平成17年9月1日からせたな町・今金町の2町で構成する地方自治法に基づく共同の介護認定審査会を設置する。(機関の共同設置)

主な内容

認定審査委員は、せたな町、今金町から推薦し、代表町長が委嘱する。

事務局は、今金町が行う・運営費は両町で負担する。

せたな町からの審査対象者は、継続申請の者、新規で判定困難なケースの者、

- ・制度改正（新予防給付審査・障害者判定審査）

- ② 共同設置による認定審査会の運営方法については、両町事務担当者で協議を行っていく。

- ③ 介護認定審査会共同設置イメージ 別添のとおり

○大成町・瀬棚町・北檜山町の3町長会議での決定事項（7月6日開催）

平成17年9月1日からせたな町に合併協定のとおり条例に基づく「せたな町介護認定審査会」を設置する。

(旧3町の住民に対する新規の者など迅速な審査体制と公平性の確保を図る)

主な内容

認定審査委員は5名の1合議体・

審査対象者は、新規の者、区分変更など急を要する者、継続で比較的容易に判定できる者

## 介護認定審査会共同設置イメージ図

